

地 域 審 議 会 と は

地域審議会は、合併前の旧町の区域を単位として設置され、有利な財源である合併特例債を活用するために必要な新市建設計画や新市建設計画に基づく事業の実施計画に関して、市長から諮問を受け、又は必要に応じて市長に対して意見を述べるができる、市の付属機関です。

また、合併に伴う行政区画の拡大により、「地域住民の意見が市の施策に反映されにくくなる」といった不安に対して住民の皆さんの声を施策に反映させ、きめ細やかな行政サービスを行っていくために設置されています。

(1) 地域審議会の役割

- ① 新市建設計画の変更・執行状況について、市長の諮問（政策に対して意見を求めること）に応じ、答申をします。
- ② 新市建設計画の執行状況や、その他必要な事項に関し、市長に意見を述べます。

(2) 設置期間

合併時の協定により地域審議会の設置期間は 10 年間（平成 28 年 3 月 31 日まで）とされています。※

(3) 審議会委員

それぞれの審議会に 20 名の委員（区域内に住所を有する者から市長が委嘱）を置きます。任期は 2 年（再任可）です。委員の身分は、市の非常勤特別職員です。

(4) 審議会の開催

地域審議会は、会長が招集することになります。

市長から諮問があった都度や諮問がなくても、会長が審議の必要があると判断した場合に、地域審議会が開催されます。

開催にあたっては、各総合支所が事務局となります。

※地域審議会は合併時の協定により平成 28 年 3 月まで設置されることとなっております。

合併特例債の活用による新市建設計画は 10 年間延長され新市事業に活用されることとなりました。このことから、新たな考えでの地域審議会設置の如何等について検討を進めます。

新市建設計画とは

新市建設計画とは、新市としてどのようなまちづくりを進めていくのかを明示したまちづくり全般にわたるマスタープランとして位置づけられるものです。将来的なまちづくりの基本方針を定め、新市の建設を総合的かつ効果的に推進することを目的としています。

(1) 新市建設計画の意義

総合的に	ハード面の整備だけでなく、ソフト面にも配慮して総合的な計画であること。
効果的に	合理的で健全な行財政運営に裏づけされた着実な計画であること。
住民福祉の向上	地域全体のレベルアップと住民の生活及び文化水準の向上を目指すこと。
合併後の均衡ある発展	合併後の均衡ある発展のために、振興策などを計画に位置づける必要があること。

(2) 合併特例債

新市建設計画に基づいて行う事業の経費について、地方財政法に該当しないものについても地方債（借金）をその財源に充てることのできる特例措置のこと。

その地方債の元金を返済するのに必要な財源のうち7割は、普通交付税として国から交付されます。

(3) 合併特例債の活用

- ① 合併特例債事業については、旧5町の財政状況と新市の財政シミュレーションにより、特例債の利用による事業費を、限度額372億円の68%の253億円とした。
- ② 平成20年度に、厳しい財政状況等から当初計画の事業限度額の見直しを図り、253億円から150億円とした。
- ③ 平成22年度には、合併5年目を迎え後期計画に合わせ、新市事業の充実や梁川小学校建設事業を加え、限度額を221億円とした。
- ④ 平成24年度には、東日本大震災に伴う合併市町村に係る地方債の特例に関する法律施行を受け、計画期間を10年間延長（平成37年度まで）し、限度額を304億円とした。

※労務単価の増による事業費増、健幸都市の推進、新市の更なる一体化推進の事業費等も考慮し、合併特例債事業費の考え方や限度額の見直しを、「財政見通し」を建てながら検討を進めます。

地域審議会の設置に関する事項 = 合併協定事項

(設置)

第1条 市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6条）第5条の4第1項の規定に基づき、次のとおり地域審議会（以下「審議会」という。）を置く。

名 称	設 置 区 域
伊達地域審議会	合併前の伊達町の区域
梁川地域審議会	合併前の梁川町の区域
保原地域審議会	合併前の保原町の区域
霊山地域審議会	合併前の霊山町の区域
月舘地域審議会	合併前の月舘町の区域

(設置期間)

第2条 審議会の設置期間は、合併の日から平成28年3月31日までとする。

(所掌事項)

第3条 審議会は、新市の設置区域ごとに、当該区域に係る次に掲げる事項について、市長の諮問に応じて審議し、答申する。

- (1) 新市建設計画の変更に関する事項
- (2) 新市建設計画の執行状況に関する事項
- (3) その他市長が必要と認める事項

2 審議会は、必要と認める事項について審議し、市長に意見を述べることができる。

(組織)

第4条 審議会は、委員20人をもって組織する。

(委員)

第5条 委員は、当該区域に住所を有する者で次に掲げるものの内から、市長が委嘱する。

- (1) 公共的団体の役職員
- (2) 学識経験者

(任期及び失職)

第6条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、設置区域に住所を有しなくなったときは、その職を失う。

3 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第7条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第8条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。ただし委員の委嘱後、最初の会議は市長が招集する。

- 2 会議の議長は、会長をもって充てる。
- 3 会議は委員の過半数が出席しなければ、これを開くことができない。
- 4 会長は、審議上必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。
- 5 会議は原則として公開で行うものとする。ただし、議長が必要と認める場合は、会議に諮ったうえで公開しないことができる。

(庶務)

第9条 審議会の庶務は、市長部局において処理する。

(委任)

第10条 審議会の議事、その他会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。